1　品種登録の番号　第26771号
2　品種登録の年月日　平成30年4月12日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Nemesia Vent.
4　登録品種の名称　INNEMLICHE
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン
愛知県長久手市砂子607番地
7　出願公表の年月日　平成29年1月30日

1　品種登録の番号　第26772号
2　品種登録の年月日　平成30年4月12日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Nemesia Vent.
4　登録品種の名称　INNEMLITCO
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン
愛知県長久手市砂子607番地
7　出願公表の年月日　平成28年6月28日

1　品種登録の番号　第26773号
2　品種登録の年月日　平成30年4月12日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Nemesia Vent.
4　登録品種の名称　EASTER BONNET
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
Martine Tellwright
Highground House, Highground Lane Barnham, West Sussex, P022 0BU, United Kingdom
7　出願公表の年月日　平成28年8月31日

1　品種登録の番号　第26774号
2　品種登録の年月日　平成30年4月12日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Origanum rotundifolium Boiss.
4　登録品種の名称　BELLISSIMO
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
Marcus John Colin Harvey
400 Huan Road South Hobart Tasmania 7004 Australia
7　出願公表の年月日　平成28年8月29日

1　品種登録の番号　第26775号
2　品種登録の年月日　平成30年4月12日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　SPROLEMPINK
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
京成バラ園芸株式会社
東京都墨田区八広一丁目15番3号
7　出願公表の年月日　平成27年6月26日

1　品種登録の番号　第26776号
2　品種登録の年月日　平成30年4月12日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　SPROMEL
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
京成バラ園芸株式会社
東京都墨田区八広一丁目15番3号
7　出願公表の年月日　平成27年10月30日

Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名
登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局知的財産課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年四月十二日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　岐阜県郡上市美並町三戸字森六五五から六五七まで・六五八の一・六五八の二・六五九・六六〇・六六一の一・字坂東会津七三九の一・七四〇・字白岩ス九一一の一から九一一の三まで・字高山九一九・九二〇の二（以上十五筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年四月十二日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　岐阜県下呂市馬瀬数河字大屋垣内九四八、九五七、九六〇から九六二まで、字井口谷九七七の二（次の図に示す部分に限る。）、九七七の三、九七七の八、九七七の一三、九七八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字井口谷九七七の二、九七八

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年四月十二日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　岐阜県恵那市長島町永田字砂田六五〇の一の二の一、六五四の二、六五五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字砂田六五〇の一の二の一・六五四の二・六五五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年四月十二日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　岐阜県不破郡関ケ原町大字玉字上羅三一三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。